

工事請負契約約款の改正 及び 平成28年度における 建設工事の前金払の特例に係る取扱いのお知らせ

平成28年6月
山 口 県

このたび、国において平成28年度における前金払に係る特例（時限的な特例措置）の取扱いが示され、これに伴い、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が公布・施行されました。このことを踏まえ、県が発注する建設工事につきましても、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 契約約款の改正について

(1) 改正内容

山口県工事執行規則の一部を改正するとともに、契約約款についても以下のとおり改正します。

山口県建設工事請負契約約款（[単年用](#)・[国債用](#)・[単債用](#)）
第36条第1項に次のとおりただし書を加えます。

ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前金払で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

(2) 適用年月日

平成28年7月1日（金）以降契約を締結するものから適用します。

2 平成28年度における建設工事の前金払の特例に係る取扱いについて

(1) 対象となる前払金

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものが対象となります。

※中間前払金は対象外となります。

(2) 用途範囲及び上限

前払金の使用の制限のうち、「労働者災害補償保険料及び保証料」を「現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に拡大し、前払金額の100分の25を上限としてこれらの支払いに充てることができます。

※契約締結時の前払金の額の割合（請負代金の10分の4以内）は従前どおりです。

(3) 既に請負契約を締結している工事の取扱いについて

平成28年4月1日以降において、既に請負契約を締結した工事についても、このたびの特例措置を適用することが可能ですが、その場合は、当該契約を変更することが必要となりますので、該当の発注機関にご相談ください。

※既に前払金の全てを使用している場合などは対象となりません。

3 その他

新しい契約約款及びこのたびの取扱いで契約の変更を行うこととなった場合の[変更契約書の作成例](#)については、山口県技術管理課のホームページに掲載しています。